

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成6年9月30日作成)

法令名	土地改良法		
根拠条項	第100条第1項		
許認可等の種類	農業協同組合等の交換分合計画の認可		
法令の定め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第100条第1項 農業協同組合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農用地について第97条第1項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得て、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (関係条文) ・ 土地改良法第100条第2項、第97条第1項、第99条第3項及び第4項、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第111条 ・ 同法施行令第73条 ・ 同法施行規則第16条、第43条の6、第69条の2、第77条、第78条、第82条、第82条の2、第83条、第84条、第84条の2、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条 		
審査基準	上記法令に審査基準が具備されているので、特段の基準の設定を要しない。		
標準処理期間	総期間	90	日・月 (注：休日は含まない。)
	経由機関		日・月
	協議機関		日・月
	処分機関	90	日・月 (各総合振興局及び振興局)
処分担当課	各総合振興局(振興局) 産業振興部農務課・調整課・農村振興課		
申請先	各総合振興局(振興局) 産業振興部農務課・調整課・農村振興課		
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産G (電話番号：011-231-4111(内線27-317))		
備考	農務課 — 石狩、日高、渡島、留萌、宗谷、オホーツク、十勝 調整課 — 空知、上川 農村振興課 — 後志、胆振、檜山、釧路、根室 (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)		